

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部障がい福祉課

番号 28

| | | |
|------------------|-----------------------------|--|
| 許認可等の内容 | | 障害児通所給付費の支給変更決定 |
| 根拠法令及び条項 | | 児童福祉法第21条の5の8第1項 |
| 審 査 基 準 | 関係条項 | 児童福祉法施行規則第18条の6第7項、第18条の21、第18条の22 茅ヶ崎市障害児福祉規則第10条 |
| | 基準 (未設定の場合は その理由) | 支給変更決定については、下記の基準により行う。 ・障害児通所給付費等の通所給付決定等について（平成24年3月30日障発0330第14号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について ・茅ヶ崎市支給決定基準 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成24年4月1日設定（ 年 月 日最終変更） |
| 標準 処理 期間 | 標準処理期間 (未設定の場合は その理由) | 総日数 30日（休日は含まない。） |
| | 設定等年月日 | 平成25年4月1日設定（ 年 月 日最終変更） |